

事業承継調査活動等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北九州市内の中小企業者からの事業承継を目的として、サーチファンドの支援を受けて経営者を目指す後継者候補人材が行う調査活動等に係る経費の一部を補助することにより、後継者候補人材の本市への誘致及び市内の後継者不在企業とのマッチングを推進し、もって市内企業の更なる成長・発展及び地域経済の振興を図ることを目的として、補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者をいう。

(2) サーチファンド

事業承継により経営者を目指す個人に対し、企業の発掘・調査等に係る活動費用や企業買収に係る資金について出資することを事業として行う者をいう。

(3) 後継者候補人材

一般的に「サーチャー」等と呼ばれ、別に定めるサーチファンドから調査活動や買収資金に係る支援を受けて、事業承継により経営者を目指す個人をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 前条に定める後継者候補人材であること。なお、サーチファンドと正式なサーチャー契約を結んでいない場合でも、サーチファンドの支援を受けていることが確認できるときは、対象者に含まれるものとする。

(2) 市内中小企業者から事業を引き継ぎ、引き続き市内で事業を営むことを目的としていること。

(3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に定める暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業等に該当する事業を行う者でないこと。

(6) その他市長が補助金を交付することが不相当と認める者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)は、前条に定める補助対象者が行う次に掲げる活動のうち、当該年度の2月末日までに実施す

るものとする。

- (1) 北九州市内に本社を有する中小企業者への視察・面談等の訪問活動
 - (2) 北九州市内における市場や企業等に係る調査活動
 - (3) 北九州市内の金融機関、仲介会社及び士業等への訪問活動
 - (4) その他市長が認める活動
- (補助金の交付及び額)

第5条 市長は、補助対象者が前条に定める補助対象事業を行った場合に、当該補助対象者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、補助対象事業に係る経費のうち市長が別に定める経費区分に該当する経費についてサーチファンドから別途支給を受けることができる補助対象者については、当該限度まで支給を受けたことが確認できた場合に補助対象事業として取り扱うものとする。

2 補助金の額は、補助対象事業に係る経費のうち市長が別に定める経費区分に該当する経費の2分の1に相当する額とし、50万円を1者あたりの上限とする。この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、上記経費区分のうち、宿泊費等に関するものについては、1泊あたりの金額の上限を別に定める。

3 前項の金額に達しない限り、補助対象者から同一年度内の複数回の申請を認めるが、補助金の交付は1者につき1年度限りとし、複数年度にわたる申請は認めない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、第4条に定める補助対象事業を行う期間の属する年度の2月末日までに、別に定める申請書に市長が必要と認める書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査のうえ、当該申請に係る補助金の交付の可否及び補助金の額を決定し、その旨を別に定める決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知後、別に定める方法により遅滞なく補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消及び返還命令)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条、第4条及び第5条第3項に定める要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他関係法令及び規則又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合には、別に定める

方法により通知するものとする。

- 3 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。
- 4 市長は、交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、別に定める方法により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 5 前項の場合においては、市長は補助金の返還を命ずるべき者に対し、北九州市補助金等交付規則第20条の例による違約加算金及び延滞金を請求しなければならない。
- 6 交付決定の取消によって、当該交付決定を取り消された者に損害が生じた場合、市は賠償の責めを負わない。

(取組結果報告)

第9条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助対象事業が属する年度の翌年度末までに、別に定める報告書により、市長に取組結果を報告しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。